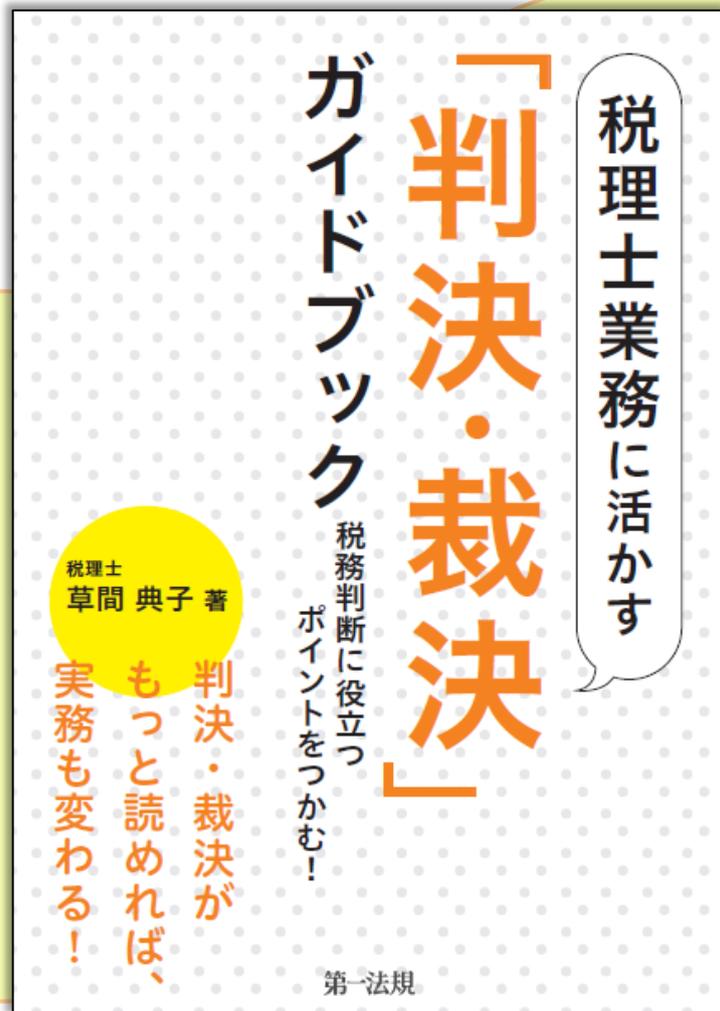


判決や裁決がもっと読めれば、顧問先での税務判断の役に立つ！

税理士業務に活かす 「判決・裁決」ガイドブック 税務判断に役立つポイントをつかむ！

草間 典子[著]／A5判／288頁／定価2,970円（本体2,700円+税10%）



◆本書の特長◆

1. 読み方がわかる！

判決文や裁決文を全部読まなくても、裁判所等の判断を理解し実務に活かせる読み方を伝授

2. 探し方がわかる！

省庁等のウェブサイトを使い分けて、数ある判決・裁決の中から調べたい事案を探す方法を紹介

3. 実務への活かし方がわかる！

判決や裁決の具体的な事案を取り上げ、顧問先での税務判断に役立つポイントを解説



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<https://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

はじめに 判決・裁決がもっと読めれば、実務が変わる！

第1章 判決・裁決の読み方

第1節 どんなに長くてもワンパターン、判決書や裁決書の構造をつかむ

- 1 判決書や裁決書の構造を知ろう
- 2 判決書の構造
- 3 裁決書の構造

第2節 判決書や裁決書は全部読まなくてもよい、読むべきポイントを押さえる

- 1 判決書や裁決書の中でどこを読むべきか
- 2 あえて双方の主張は読まない
- 3 判断部分を分けて読んでいく
- 4 「当裁判所の判断」部分の読み方
- 5 高裁判決書は、地裁判決の訂正・追加をどう読むかがポイント
- 6 地裁判決書と最高裁判決書では読み方が違う
- 7 判決等の効力
- 8 実務との関連性
- 9 判決や裁決の落とし穴

第3節 租税訴訟等についての必要最低限の知識を得よう

- 1 納税者が処分取消しを求める場合（再調査の請求から始まり審査請求を経て最高裁へ）
- 2 判決書、裁決書に出てくる用語を学ぶ

column 補佐人講座受講のすすめ

第2章 判決・裁決の探し方

第1節 判決の探し方

- 1 税務大学校（国税庁）の税務訴訟資料
- 2 裁判所の裁判例情報
- 3 訟務重要判例集データベースシステム（法務省）

第2節 裁決の探し方

- 1 国税不服審判所の公表裁決事例集
- 2 行政不服審査裁決・答申検索データベース（総務省）

column データベースの活用法

第3章 実務に活かすための着眼点

第1節 当事者の立場に立って読んでみる

- [事例1] デンソー事件
- [事例2] 非居住者への不動産売買代金に対する源泉徴収義務

第2節 判決の裏側にあるドラマを想像する

- [事例1] 調査の違法と仕入税額控除否認事件
- [事例2] 役員退職給与の分割支給事件

第3節 時には批判的に読む

- [事例1] オーナー社長が行った法人に対する非上場株式の低額譲渡
- [事例2] 役員退職給与の算定における功績倍率
- [事例3] 馬券払戻金に関するほ脱事件／横目調査

第4節 主要な判断ではないところに実務に活かせるポイントがある

- [事例1] 役員退職給与の支給のタイミング～業務引継ぎをどうするか～
- [事例2] 賃貸用マンションのシステムキッチン等の資本的支出と修繕費の区分

- [事例3] 税理士に伝ええないということと重加算税の関係について

第5節 税理士の腕の見せどころ

- [事例1] 右山事件
- [事例2] 長崎年金訴訟
- [事例3] 介護付き有料老人ホームの附属駐車場にかかる固定資産税

column 判決・裁決をより深く理解するために
おわりに いい判決が出たとわかれば、読むのがもっと面白くなる！

第3章 実務に活かすための着眼点

第4節 主要な判断ではないところに実務に活かせるポイントがある

判決や裁決について紹介した雑誌の記事などは、争点となった部分のみがクローズアップされています。しかし、実際に判決書・裁決書を読んでいくと、その争点以外の部分にも実務に活かせるポイントがあることに気づきます。

もっと判決・裁決を実務に活かしましょう！ポイントは、認定事実部分にあります。

事例1 役員退職給与の支給のタイミング～業務引継ぎをどうするか～

支給する時期が遅れば、損金繰入では済まず。

役員退職給与について争われた事例は多いです。税理士はこれらの判決・裁決から多くを学ぶことができます。その意味では、役員退職給与の事例は、判決・裁決が最も実務に活かす際には、準備万端で臨まないと大変です。

1 紹介する判決

① 平成29年1月12日東京地裁
裁判結果：棄却/事件番号：平成29年税務訴訟資料267号/判号：12952

第4節 主要な判断ではないところに実務に活かせるポイントがある

① 原告の経営判断に關し、対内的にも対外的にも合理的な地位を占めていたと判断されることは、原告判決ありであるから、控訴人の上記主張は採用すること。② 控訴人は、分掌が実質的に変更された場合も退職給与が、分掌が実質的に変更されたとしても、役員職務の内容が激変せず、実質的に退職したのと同様に認められない場合についてまで退職に該当すると判断し、解雇の限界を超えるものであって、相当でない。

<結論>
以上によれば、控訴人の請求は理由がないからこれを棄却し、これと同旨の原判決は相当である。

③ 平成29年12月5日最高裁
最高裁の判断は、判決書を読んでもおわかりのようであり、上告書として受理しないということ、訴訟費用は原告の負担とする。実質的な判断としては、高裁までと変わらない。このようにして、この事例は、納税者であるA社にとって、終わることとなりました。

5 分析してみる

この判決のメインは、乙の退職の事実です。あくまで事実認定の話となります。A社からすると、単に引継ぎをしていただけで、その延長線上にある指導及び助言に過ぎずと主張していましたが、その延長線上にある指導及び助言に過ぎずと主張していましたが、しかし、東京地裁は、①引継ぎを行う→乙が引き続き担当役員として原告の経営判断に關与している、②会議の議事録の確認及び決裁を行っていた、③対外的な

1 紹介する判決
2 判決の概要
3 判決書を読む前に
4 判決書を読んでみる
5 分析してみる
の構成で解説！

第3章 実務に活かすための着眼点

の打診があった際に、直ちに代表取締役の任務を果たせるかどうか自信を持っていないと、乙に対し取締役として留任することを求めたため、乙は完全退職とせず、取締役としての分掌変更という形にしました。なお、乙はその後、平成25年5月末に非常勤の取締役になっています。

3 判決書を読む前に

判決書を読む前に、まず分掌変更時の役員退職給与の規定はどうなっているのか。そして、A社はなぜ、乙の役員退職給与について、確定申告後、それを損金の額に算入しない修正申告書を出したり、又は認めることを求める更正の請求をしたりしたのか。この2点を確認したいと思えます。

(1) 分掌変更に伴う役員退職給与について
役員退職給与の分掌変更の場合については、第2部の事例2で基本的な確認はしました。

根拠条文は、法人税法34条となりますが、法人税基本通達9-2-32に規定があります。改めてこの通達について確認をしてみます。
(参考) 法人税基本通達9-2-32
(役員分掌変更等の場合の退職給与)
9-2-32 法人が役員分掌変更又は改選による再任等に際しその役員に対し退職給与として支給した給与については、その支給が、例えば次に掲げるような事実があったことによるものであるなど、その分掌変更等によりその役員としての地位又は職務の内容が激変し、実質的に退職したと同様の事情があると認められることによるものである場合には、これを退職給与として取り扱うことができる。
(1) 非常勤役員が非常勤役員（常勤勤務していないものであるが代表権を有する者及び代表権は有しないが実質的にその法人の経営上主要な地位を占めていると認められる者を除く。）になったこと。
(2) 取締役が監査役（監査役でありながら実質的にその法人の経営上主要な地位を占めていると認められる者及びその法人の株主等で令第71条第1項第5号「使用人業務役員とされない役員」に掲げる要件の全てを満たしている者を除く。）になったこと。

実際の判決・裁決を確認しながら、
税務判断に役立つ
ポイントをつかむ！

詳細・お申し込みはコチラ
<クレジットカードでもお支払いいただけます>

第一法規 ストア

検索 CLICK!

申込書〈第一法規刊〉		
書名	価格	部数
税理士業務に活かす「判決・裁決」ガイドブック —税務判断に役立つポイントをつかむ！ [075341]	定価2,970円 (本体2,700円+税10%)	部

取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛にお送りください。

■宛先
〒107-8580
東京都港区南青山2-11-17
第一法規株式会社
FAX：0120-302-640

◎上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。
*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。
(いずれかを✓で選択ください) 代金引換により支払います。 現品到着後請求書により支払います。

* 代金引換手数料について 一回あたりのご購入金額 (商品の税込価格+送料)の合計が	1万円以下の場合、330円(税込)	* 送料・代引き手数料を含む合計金額は、商品のお届時に 配達業者に現金でお支払いください。 その際、クレジットカードはご利用いただけません。
	3万円以下の場合、440円(税込)	
	10万円以下の場合、660円(税込)	

年 月 日

ご住所	〒 —		
事務所名			
フガナ ご氏名	様	TEL	— —
		E-mail	@

<お客様の個人情報の取扱いについて>
お客様より預かりした個人情報は、納品や請求書等の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム(https://www.daichihoki.co.jp/support/contact/contact.php)もしくはフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル■TEL 0120-203-696 ■FAX 0120-202-974